

みやけい交通安全ニュース



発行：宮崎県警察本部交通企画課 R8-No.7 (2026.4.28)

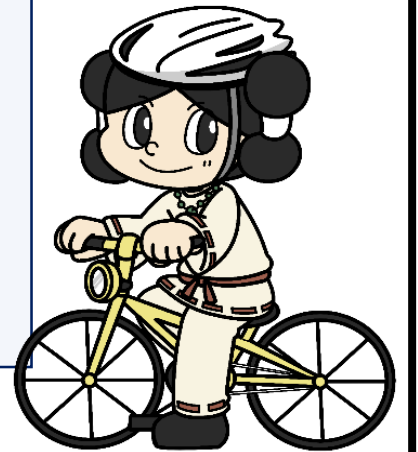
5月は自転車マナーアップ強化月間です！

重点目標

- 自転車利用者の交通ルールの遵守と交通マナーの向上
- 自転車乗車時のヘルメット着用の推進
- 自転車の安全で適正な利用及び自転車保険加入の推進

自転車利用者は・・・

- 原則として**車道の左側**を通行しましょう。
- **ヘルメット**を着用しましょう。
- 交差点では信号と一時停止を守って、周囲の**安全を確認**しましょう。
- 夕暮れ時、夜間は**ライトを点灯**しましょう。
- 飲酒運転、二人乗り、並進、傘差し、スマートフォン等の使用の禁止等、**交通ルールの遵守**を徹底しましょう。
- 万が一の事故に備えて、**自転車保険に必ず加入**しましょう。



始まっています！

自転車交通反則通告制度

令和8年4月1日から、16歳以上の者による自転車の一定の交通違反に対して、交通反則通告制度（いわゆる**青切符**）が適用されています。
ルールを守って、交通事故防止に努めましょう。

【交通反則通告制度】



自転車交通反則通告制度について
詳しくはこちら →



「青切符詐欺」に注意！！

他県では、警察官をかたり、交通違反の取締りと称して自転車の運転者にお金を支払わせる詐欺事案が確認されています。

自転車の交通違反で検挙されたら、違反者には、反則金を支払うための「**納付書**」が交付されます。

反則金の納付は、この**納付書**を銀行や郵便局の窓口に直接持参して手続きを行うため、**警察官が現金を受け取ることは絶対にありません。**

現金を要求されたら、その場で**110番通報**をしてください。



毎月10日は「県民交通安全の日」

地域の交通事故情勢に応じた活動を行う日です。地域や職場、学校、家庭等で交通安全活動に取り組みましょう。